

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 甲は地震、風水害等の災害、動乱、労働争議、示威運動、火災又は甲が建物所有者又は管理者としてその維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにも拘わらず電気、水道、ガス、昇降機、その他建物の設備に起因若しくは関連して駐車施設や機械が故障、損壊し利用できなくなった場合、乙に対して代車・代替駐車場等の補償並びに利用不可に対する補償はしない。又、甲の責に帰することのできない事由によりこの自動車に生じた損害並びに滅失又は盗難、損傷等については乙に対して一切賠償の責を負わない。上記故障、損壊等により当該施設の利用ができなくなった場合は、本契約の期間中と雖も（解約の申入れ）の予告期間に拘らず、甲の判断により即時に本契約を停止又は解約することができる。この場合の駐車料金は、停止又は解約の日までとして精算するものとする。
- (2) 甲は、契約の停止又は解約後の補償及び賠償の責は一切負わない。
- (3) 甲が本契約を停止又は解約した場合、乙は速やかに車両を当該施設より出庫させるものとする。
- (4) 駐車施設設備の故障損壊等により乙の車両が出庫不可能な場合、甲は速やかな復旧に努めるが、車両の利用ができないことについては一切賠償の責を負わない。
- (5) 乙は本駐車場が満車である時は、他の一般時間貸の自動車と共に順番を守り管理者の指示に従い待機しなければならない。この場合において料金の払い戻しはしない引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡易な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

エレベーター式
立体駐車場

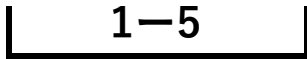
1号機



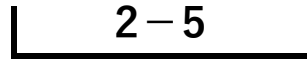
2号機



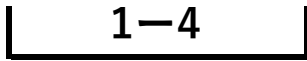
1-5



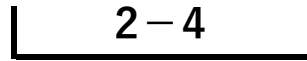
2-5



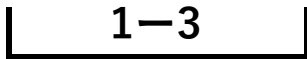
1-4



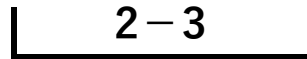
2-4



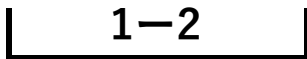
1-3



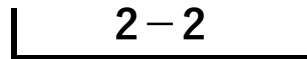
2-3



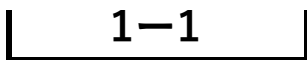
1-2



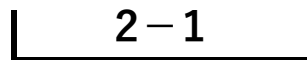
2-2



1-1



2-1



1号機パレット

2号機パレット